

卒業論文

2018 年度

森有礼の教育政策における  
体罰観の検討

井上 竜之介

(学籍番号 : 31501429)

指導教員 片山 杜秀

2019 年 3 月

慶應義塾大学法学部法律学科

目次	頁
1. はじめに	1
1-1. 研究目的	1
1-2. 体罰の定義	2
1-3. 仮説	3
2. 森文政期以前の教育政策と体罰	4
2-1. 近代以前	4
2-2. 学制	5
2-3. 教育令	6
3. 森の体罰観に影響を及ぼしたもの	8
3-1. 薩摩の郷中教育	8
3-2. 英米での留学生活	9
3-2-1. イギリス	
3-2-2. アメリカ	
3-2-3. 清	
4. 森の教育施策における体罰観	12
4-1. 小学校令	12
4-1-1. 第三次教育令	
4-1-2. 第一次小学校令	
4-1-3. 第二次小学校令	
4-2. 演説——「親代わり」論との関連	14
4-3. 兵式体操と師範学校——「軍隊起源説」との関連	15
4-3-1. 森の体育論	
4-3-2. 師範学校における兵式体操と体罰	
4-3-3. 「軍隊起源説」の検討	
5. 森文政における体罰観の検討	19
5-1. 施策への評価	
5-2. 今後の課題	
5-3. おわり	

## 1. はじめに

### 1-1. 研究目的

体罰がなかなか根絶されない。特に部活動においては顕著で、甲子園準優勝も経験した埼玉県の私立高校野球部で、監督が練習試合中に部員へ体罰を加えていたことが問題になった。プロ野球を経験した指導者が、愛知県の高校野球部で部員に暴行し傷害を負わせる事件もあった。

部活動における体罰が発覚しやすいことには、近年は試合に限らず練習風景も映像として記録される習慣が定着したことにも起因する。ゆえに教室での体罰には注目されにくい事例もあるが、到底根絶されているとはいえないだろう。実際、都立高校で行われた体罰が、YouTube や Twitter 等で拡散され物議を醸したことは記憶に新しい。

体罰を論じる意義について、江森は以下のように述べる。

わが国の戦前の体罰禁止の建て前（学校教育ではもちろん、軍隊においても法的に公認されたことはまずなかった。）と徴兵制下の「天皇の軍隊」の初年兵教育に体罰が乱用され、主としてその影響で、特に「大東亜戦争」の戦時下社会全般に多用されていたという厳然たる事実、それゆえに、この時代にはそれを公然と論ずる事が事実上タブーになっていたこと。だからこそ体罰の是非が盛んに論じられる事自体に、社会の一定の健全性を示すメルクマールとしての意味があると思われる<sup>1</sup>

ここから、近代の教育現場において体罰が広く行われていたことが分かるであろう。その反面、近世までの日本では、諸外国と比べて体罰の行使が少なかったという。法文上で見ると、そのターニングポイントの一つは明治三十三年（1900）の第三次小学校令にある。そこで体罰禁止規定が、但書きに降格したからである。その後の判例において、「懲戒に当たるが体罰に該当しない」という枠組みで当該行為の違法性を阻却するものが登場するようになった。現行刑法 35 条に規定される、違法性阻却事由としての正当業務行為と共に、体罰が默認される素地になり得たと評価するべきである。

小学校令の雛型を築いたのは初代文部大臣の森有礼である。彼は幕末期の日本においては大変珍しいバックグラウンドを持っていたと同時に、「森文部大臣は歴代文相のうちで最も強く自らの思想を表明しては、これを施策に反映させていた<sup>2</sup>」といわれる人物であったことから、この動きにもなんらかの影響を及ぼしたと考えられる余地がある。そこで本論では、森文政の教育政策がどのような体罰観を持っていったのかを検討する。

## 1-2. 体罰の定義

本論において、体罰は、教育者が被教育者に対して懲罰としての有形力を行使することと定義される。特に被教育者の範囲は、主に小学校程度の子どもに限定される。

体罰が容易に定義しえないことには、二つ理由がある。一つは、体罰という語が近代公教育における教育者と被教育者の関係を前提として成り立っていること、もう一つは時代によっても体罰の定義が変化していくことである。

前者については、現行の学校教育法が体罰の主体を校長及び教員、客体を児童、生徒及び学生に限定していることからも明らかである。後者については、文部科学省の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」における、以下のような懲戒と体罰との区別が参考になるであろう。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

日本で初めて体罰を禁止した教育令において割注にある「殴チ或ハ縛スルノ類」という文言が、近代初期における体罰の認識であったと思われる。

そもそも加野が「体罰は『罰』といつてもその行使にルールや根拠があるわけではなく、しばしば気まぐれや怒り、ヒステリック、さらにはマゾヒスティックな感情によって行われる。……罰の定義からすれば、すでに述べたようにふさわしい言葉とはいえず、『教師の暴力』といった方が意味がはっきりする。<sup>3</sup>」と述べるように、ほとんどの体罰は日本国憲法第31条において明記される罪刑法定主義のような、罰としての条件を満たしていないとすらいえる。

本論における目的は、森有礼の教育政策においてどのような体罰觀が表っていたかを検討することである。森は近代公教育ではなく、多種多様な民間教育を受けてきた。故に、学校教育法において定義づけられる体罰の範囲に限定すると、特に主体と客体の関係において不足がある。

そのため、本論において体罰の定義は、文部科学省の通知における「その懲戒の内容が身体的性質のもの」および教育令における「殴チ或ハ縛スルノ類」であることを踏襲しつつ、その主体と客体を、教育者と被教育者にまで広げるものとする。

### 1-3. 仮説

本論では以下の三点を明らかにする。①森は体罰に肯定的な思想的基盤を持っていた②森の教育政策は積極的に体罰を肯定するものではなかった③体罰行使の温床は近代公教育のシステムに内在するものである、の三点である。

①森が影響を受けた地域は、いずれも体罰に対して肯定的な風土を持っていたと評価できる。

②文部大臣としての森の政策は、一見、体罰を助長しかねないように評価できる。しかし、前後の政策と比べると、体罰に肯定的な意図は認められなかつたどころか、森の政策からは批判的な意見が見られた。

③同時代の文献を調査する中で、近代公教育における体罰は、森文政や明治政府から始まつたのではなく、近代公教育における教育現場こそが始点といえることが分かった。

<sup>1</sup> 江森一郎「江戸時代の体罰観・研究序説」（『日本の教育史学』27, 1984), p.4.

<sup>2</sup> 海後宗臣「森有礼の思想と教育政策」（『東京大学教育学部紀要』8, 1965), p.2.

<sup>3</sup> 加野芳正「近代の学校教育制度と暴力—「体罰」と「いじめ」を中心に—」（『スポーツ社会学研究』22(1), 2014) , p.10.

## 2. 森文政期以前の教育政策と体罰

本項では、森が担当する以前の教育や政策を、体罰の点から評価する。概ね、第三次教育令に至るまでは体罰に否定的な傾向を認めることができた。

### 2-1. 近代以前

近世の教育現場において、一般に体罰は多くなかったといえる。特筆すべきは武士階級の、近代以降「藩校」と呼称された教育機関であろう。

重松は藩校で行われた懲戒手段について「藩学校における訓條・罰則・罰法は……通学生については自宅謹慎を一般的なものとし、学舎内では直立・正座・罰役（掃除）などから、拘置・禁錮（勧督部屋入申付など）・学囚生（不品行者の藩校預りという懲戒生）などある。これらは武士の対面を保たせるため極力体罰を避け、これに代替するものという趣旨に立つもので、奇態な姿態の科罰は見られない<sup>4</sup>」と述べる。また、文部大輔として教育令における日本初の体罰禁止規定を制定した田中不二麿が、幕末期に在籍していた尾張徳川家の明倫堂でも、体罰はほとんど行われなかつたようだ。嘉永六年(1853)から安政四年(1857)、慶應四年(1868)から明治三年(1870)にかけて教師を務めた細野為藏の記録三点『敬事録<sup>5</sup>』『続敬事録<sup>6</sup>』『葎の滴 見聞雑割<sup>7</sup>』から、懲戒には「退館」「当分出座差留」「厳責」「督責」「教誠」があるのみで、学生に掃除を行わせた記述などを除けば、体罰が行われた記事がなかつた。

私塾においても、「鞭撻若干を加ふる<sup>8</sup>（旧字体は新字体に改めた、以下同じ——筆者注）」と明示した大塩平八郎の洗心洞のような例外を除けば、体罰はあまり行われなかつたようである。もっとも宮城によれば、洗心洞には門弟の多くが縁戚関係にあり、在学期間も20年を超えることがあるという特性があり、その閉鎖性のために体罰が用いられたとされる<sup>9</sup>。このように閉鎖的な私塾は少なく、幕末の松下村塾についても、広瀬は「規則には違反者は坐禅その他の罰があるが、実際には罰を与へ又受けた者はなかつたといはれる。<sup>10</sup>」としており、体罰が使用された形跡は認められなかつた。

対して庶民階級の教育現場、いわゆる寺子屋では体罰が行われた場所もあったという。慶應四年の生まれである内田魯庵の回想に「或る学校では昔の寺子屋の処罰が行はれ、お線香とお茶碗に水を一杯入れたのを左右に持つて廊下へ立たせられるのが毎日三四人宛は必ず有つた。<sup>11</sup>」というものがある。線香と茶碗を持たせる罰について、乙武は、これらが折檻やお灸を据える厳しい懲戒であるという予想を念頭に、以下のように述べた。

これ等は決して、さうした特にたくらんだ責苦では無かつたのである。寺子屋は、何といっても習字本位の教育所であったから、硯に入れる水を盛った茶碗が必ず備へてあつたものである。悪戯児には、それを捧げさせておいたのであつた。又時計の無かつた時代であるから、課業の時刻は線香で計つたものであり、火の付いた線香が師匠の身辺に備へられてゐたのである。悪戯児には、罰課としてそれを持たせ

ておいたのであった。孰れも畢竟、有合せの物を使って、労役を課したものに外ならないのである。<sup>12</sup>

以上より、これらは懲戒のための備品ではなく、厳しい体罰を意図したものではなかったようだ。ただ、例えば商家においての丁稚奉公、職人の子弟関係、遊郭における遊女の扱いなど、武士階級の教育に対し庶民階級で様々な体罰が行われていたことは注目に値する。

## 2-2. 学制

学制は明治五年（1872）、岩倉使節団外遊中の「留守政府」によって上奏された。本山は大使一行と留守政府の間に取り交わされた約定から「留守政府が自由に実施できるのは、廃藩置県の後始末だけである。<sup>13</sup>」と評した。そこから、参議大隈重信・司法卿江藤新平・文部省大木喬任ら肥前出身の官僚たちが半ば強引に推し進めた政策であったと評価できるだろう。後年の大隈による回顧談が残っている。

岩倉大使一行が欧米視察に出かけた留守に、留守番を <sup>ヒツジ</sup>吩咐 かった我輩は、最早や彼等の帰るを待つ迄も無く、世界の文明は其の空気に触れて大凡そ知れ切っていたものだから、何ふ事は無い。先廻してドンドシ改革を断行して仕舞へといふので、片端から手を着けた……木戸、大久保等が岩倉公を奉じて帰つて来る頃迄には、最早や改革すべき重なるものは、大分改革し終つた。木戸公等は、之れを聞いて大分立腹した<sup>14</sup>

文部科学省による白書<sup>15</sup>では「学制取調掛」すなわち学制起草委員の 12 名を挙げ、「多くは当時の著名な洋学者であることがまず注目され……箕作麟祥はフランス法制の権威であり、その地位と学識から見て起草委員長ともいべき地位にあったと考えられる。……全体として洋学関係の人々が圧倒的に多いことから見ても、欧米の教育制度を参照して学制を制定しようとした意図は明らかである。」とされているように、フランスを中心とした欧米教育法を大いに参考にしていたことが分かる。

なお、ここに登場する箕作麟祥は、フランス民法の継受において両親に体罰を含む広範な懲戒権を認める「誤訳」をしたとの評価が小口によって為されている<sup>16</sup>。学制の制定において大いに参考にされたとされる『仏国学制』の第 33 條「決シテ生徒ヲ打擲スルヲ勿レ」という条文が採用されなかつたという点でも、学制が体罰に否定的ではなかつたと言わざるを得ない。

### 2-3. 教育令

我が国において、体罰を禁じた最初の条文は教育令第 46 条「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰<sup>殴チ或ハ轉スルノ類</sup>ヲ加フヘカラス」である。割注は元老院において単に説明のために挿入されたものであることから、制定者たる田中はシンプルな形で体罰の禁止を示したといえる。

筆者は当該条文の制定において、当時の諸外国からの模倣というよりむしろ、田を中心とした教育政策担当者たちの思想的基盤が大きく作用したと考えている。その根拠は、教育令の法制意図が西洋法の模倣に過ぎなかつた学制の軌道修正にあつたこと、同時代の諸外国において体罰は黙認こそそれ否定されていなかつたことがある。

岩倉使節団の洋行において、一行は明治日本の過剰な西洋模倣を意識するようになった。殊に木戸孝允は学制に否定的な反応を示しており、明治六年（1873）の一月二六日の日記に、「夜田中文部長与と有約、六字過より長与の寓に至り、田中と相会し文部の事務且教育等の事を断ず。當時於御国着手するところの事実齟齬し、すべて百端粉飾の開化を主とし、天下後世の為不堪歎ものあり。<sup>17</sup>（句読点——筆者）」と書き残している。ここにも田中が登場しているように、彼らは近しい立場であったことが分かる。本山の論にも、「文部卿としての木戸は、外遊中同志と呼んでいた田中不二麿と力を合わせ、西洋模倣の行き過ぎを抑え、日本の教育としての主体性を打ち出そうという胸中にいだいていた教育計画を具体化するために努力していた。……木戸が去ったあと文部省は木戸と近い意見をもつ文部少輔田中不二麿が担当し『学制』の改革、すなわち教育令制定に向って邁進することになる<sup>18</sup>」というものがある。

当該条文の母法としてアメリカ・ニュージャージー州の教育法が挙げられるが、教育令が制定された当時、アメリカでは 38 州のうちわずか 1 州でしか体罰が禁止されていなかった。また『米国学校法』には他州の法律も掲載されているが、森川は「ペンシルヴァニア州法第五五綱一三一目には『教師ハ父母ニ代テ相当ナル身体ノ懲罰ヲ加フルノ權ヲ有ス可シ』とあり、体罰を容認していた。この懲罰にかかる二つの立場のうち前者を田中が選択した以上、單なる翻訳とみることはできない。<sup>19</sup>」と主張する。

先述した『仏国学制』についても、その影響は少なかったと考えられる。ヨーロッパにおける体罰を概観して、寺崎は「子どもへのコントロールが失われる惧れのある場合、『最後の手段』としての笞打ちが発動されるという日常意識レベルでの子ども觀は、法制度の枠組みによって保護され強化されていた。……19 世紀における体罰の隆盛は、産業革命やフランス革命などに象徴される新たな産業社会への胎動を内に含む体制的価値体系の動搖・再編、つまりは権威の喪失を背景にして生じた事態なのである。<sup>20</sup>」と総括している。江森が「フランスでも、むちの使用を認めない本格的な体罰禁止は一八八七（明治二〇）年の『小学校基準学校規則』からであり、日本の教育令の規定より八年遅いことになる。……この国の小学校教師が、今日でもよく子どもの耳をひっぱる行為をすることは知られている<sup>21</sup>」と論じた通り、『仏国学制』の体罰禁止規定がフランスにおける体罰觀をそのまま表しているとは評価できない。

以上のことから、教育令における体罰禁止規定には、とりわけ武士階級における体罰を用いない教育方針が表れているというのが妥当ではないだろうか。

ともかく、学制では採用を見送られたものの、教育令の制定において、江戸時代から続く体罰に否定的な思想が明文化されたということができる。

<sup>4</sup> 重松一義『少年懲戒教育史 日本立法資料全集 別巻』(信山社, 2000) , p.96.

<sup>5</sup> 愛知県教育委員会『愛知県教育史 資料編 近世一』(第一法規, 1984) , pp.314-397.

<sup>6</sup> 同上, pp.398-482.

<sup>7</sup> 同上, pp.483-548.

<sup>8</sup> 幸田成友『大塩平八郎』(東亜堂書店, 1910) , pp.128-129.

<sup>9</sup> 宮城公子『大塩平八郎』(朝日新聞社, 1977) , pp.80-82.

<sup>10</sup> 広瀬豊『吉田松陰の研究』(東京武蔵野書院, 1943) , p.346.

<sup>11</sup> 内田魯庵『内田魯庵全集 第三巻』(ゆまに書房, 1983) , p.109.

<sup>12</sup> 乙武岩造「明治前日本の児童教育」(『教育学研究』4(10), 1936) , p.15.

<sup>13</sup> 本山幸彦『明治日本の教育思想』(思文閣, 1998) , p.63.

<sup>14</sup> 圓城寺清『大隈伯昔日譚』(富山房, 1938) , p.403.

<sup>15</sup> 学制百年史編集委員会「二 学制の制定」(『学制百年史』, 2009 以前) ,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm), 2019/01/31 参照.

<sup>16</sup> 小口恵巳子『親の懲戒権はいかに形成されたか』(日本経済評論社, 2009) .

<sup>17</sup> 妻木忠太『木戸孝允日記. 第2』(早川良吉, 1932) , pp.312-313.

<sup>18</sup> 注 13 に前掲, p.90.

<sup>19</sup> 森川輝紀『増補版 教育勅語への道——教育の政治史』(三元社, 2001) , p.80.

<sup>20</sup> 寺崎弘昭「欧米学校体罰史研究——その概観と批判」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』40, 2001) , p.5.

<sup>21</sup> 江森一郎『体罰の社会史』(新曜社, 1989) , p.246.

### 3. 森の体罰觀に影響を及ぼしたもの

本章では、森有礼の体罰觀における土台となった要素について検討する。概観すると、幕末から明治にかけての日本においては例外的とすらいえるような、体罰に肯定的な環境に囲まれてきたと言わざるを得ない。

#### 3-1. 薩摩の郷中教育

森の出自については「弘化四年七月某日鹿児島城下次本村城ヶ谷に生る。<sup>22</sup>」と伝記にある。

家庭教育の詳細については明らかになっていない。前掲の木村は「嚴父は諸子を督励すると同時に其快潤なる心性を誘導することに勉めたり。<sup>23</sup>」とのみ記しているが、海門は「父は寛弘にして放任主義に傾き、母は厳肅にして頗る之に力を尽せり。蓋し幼少の教育は、母の之を主ること普通の事なりとす。森氏の場合に於ては殊に母の感化を深しとなす。<sup>24</sup>」としている。菊池が海門の論を探り「森はこの母親からその剛強厳肅な精神と剛毅な性格を受け継ぎ、保守的思想の根本となる精神をその家庭内で身につけたと考えられるのである。<sup>25</sup>」と主張していることからも、いずれにせよ厳しい教育を受けていたことが明らかにされている。松本は薩摩における家庭教育について、郷中の成員らへ集会の場を提供してきた点などから「郷中の家庭は常に郷中の教育を支持し之に協力した<sup>26</sup>」と評価し、薩摩における武士階級の母親らと郷中教育の関わりについて「郷中の母性は、郷中の教育思想を十分に理解してゐると共に、その有力な支援者であり協力者であつた。それ故に其の子が、郷中に於て不行迹を為し折檻されがあれば、之を何よりの恥辱とした。それと同時に、我が子に對して躊躇せず愛の太鞭を振つて呉れる郷中の至純なる懇情に對しては心から感謝した。<sup>27</sup>」と指摘している。

森が郷中教育を受けてきたことは各種伝記によって明らかである。郷中とはいわゆる若者組の一種であり、神田も「この地域の年齢階梯の組織による人育てが、郷中教育である。<sup>28</sup>」と説明している。

この郷中教育においては、広く体罰が行われていたと解することが妥当である。松本は、郷中教育で行われた罰として「打擲——素手打」・「撮み廻し」・「味噌圧し」「布団蒸し」・「チョカをカロハス」を挙げている<sup>29</sup>。大まかにいえば、「打擲——素手打」は素手を竹刀で打つ罰、「撮み廻し」は複数人で頬をつねる罰、「味噌圧し」「布団蒸し」は罰すべき者の上に稚児や布団が折り重なって押し付ける罰である。「チョカをカロハス」は体罰というよりは社会的な制裁に近く、問題を起こした者に謹慎を命じ、それを守らなかつた者に竹木で脛を打つなどの制裁を科すものである。

なお、森が通学していたと思われる造土館において、体罰が行われていたという学規及び記述は確認できなかつた。

### 3-2. 英米での留学生活

森は薩摩で家庭教育・郷中教育・藩校における教育を受けたのち、慶応元年（1865）に18歳でイギリスへ渡った。そして1867年夏にアメリカへ転出し、ハリス（Thomas Lake Harris）のコロニーに参加、そこでおよそ一年を過ごすことになる。さらに維新後に帰国してから文部省へ関わる前に、英米に加え清へ渡航している。そこで本項では、イギリスおよびアメリカ、および清における当時の体罰観を検討し、森へどのような思想的基盤を与えたのかを検討する。

概ね、いずれの国においても当該時期においては体罰を肯定していたことが分かった。

#### 3-2-1. イギリス

イギリスにおける体罰の始まりについて、バーレル（G. R. Barrell）によれば、ヘンリー六世の幼年時代にその家庭教師に対して、ヘンリー六世に体罰（to chastise）を加えることが許可され、それ以降、子どもに対し適切な体罰を加えることを教師の権利として認めてきたという<sup>30</sup>。コモン・ローの国だけに様々な判例が蓄積されており、浦野が1860年の判例では「親もしくは教師は、子どもの中に宿る悪を治すため、適度な（moderate），考えられた（reasonable）体罰（corporal punishment）を加えることができる。子どもを良くするということにおいて、教師は親の代理者であり（represents the parent），親の権威を委任されている。」という説明がなされ、1976年発行の学校理事への手引書にさえも「法的見地から見るとその教師は何も悪いことをしているわけではありません。それは、わが国の伝統であるコモン・ローが、教師を extra parents to children とみなしており、その結果、親が理由のあるときにはわが子に体罰を加えても良いのと同様に、教師も受けもちの子どもに体罰を加えることが許されているからです。」とあることを紹介している<sup>31</sup>。

井上は、「教育に関心の強い森は教育史家のサイモン（B. Simon）が『1870年の小学校は主に市民として規律正しい従順な、命令を理解するに十分な教育を受けた集団をつくることを意図していた。大規模なクラス、練習法、苛酷で粗暴でさえある訓練によって、彼らは驚くべき効率さをもって要求された目的を達成していた』と述べているような国民教育の状況を自らの眼で確認したであろう。<sup>32</sup>」としている。この指摘は、後に文部大臣として教育における合理化に着目する森の思想に影響を及ぼしたと捉えることもでき、無視できないものである。

#### 3-2-2. アメリカ

アメリカについて、片山の「植民地時代以降19世紀にかけての学校体罰を振り返ると、緩慢な体罰の時代から、より体罰を必要とした時代へ、そしてその後、市や学区レベルで徐々にまた確実に禁止へ向けた動きを取り始めた時代へと進む。ただし、州レベルでの法整備という点ではまだ沈黙が持続し、ニュージャージー州を除いては未整備な

時代であったということになる。<sup>33</sup>」をもって総括できよう。また、このニュージャージー州における体罰法禁は1867年、すなわち森の渡米と同年に制定されたが、その理由について、寺崎が「水夫希望者を確保するという現実の要請から水夫は奴隸とは違うということを明確にするため<sup>34</sup>」と紹介したように、特段の教育的意図があつてのものではないとされる。ニュージャージー州に次ぐ州レベルでの体罰法禁は、一世紀以上後の1971年まで待たねばならない。

森がアメリカを訪れていた当時、37州のうちわずか1州でしか体罰が禁止されていなかった。以上から、アメリカでは体罰が禁止されていたわけではなく、むしろ容認する州の多いことが判明した。

アメリカに滞在中、森が最も深く関わったとされる人物の一人がハリスである。森は彼のコロニーで、労働と厳しい規律の下に集団生活を送った。このコロニーについて、直接に体罰が行われていたか指示示す文献はないが、南がハリスの思想的土台たるピューリタン社会におけるスポーツについて「規範意識の定着によって、粗野で野蛮な子どもの行動を、自らコントロールする術を学習させていった。鞭によって徹底的に服従を強制し、人格の確立を図る教育方法はピューリタン的価値観と結びついたのである。<sup>35</sup>」と指摘しているように、体罰について肯定的だったという余地は十分にあるだろう。

### 3-2-3. 清

中国においても、体罰が横行していたことが分かる。増田<sup>36</sup>は本人著の『魯迅の児童觀』から中国における近代的児童觀の形成過程を引用し、古来中国より民国成立までは「児童の暗黒時代」と表現している。河北省の伝承、浙江省の民謡や自伝などを紹介しながら「清末も同じく体罰は盛行したようである。」と結論付けている。

日中友好協会初代会長であった郭の自伝から、莊嚴も以下のように指摘している。

彼（郭——筆者注）は、父親が子どもたちのために開設した家塾で最初の教育を受けたが、先生から竹の鞭で散々に打撻されたと解雇する。当時は、子どもは打撻されることで学ぶという考え方が当たり前だったというのである。……つまり郭沫若の回想にあるように、『撲を教刑となして、役人となるためには人に打ってもらわねばならない』という考え方方が中国の教育思想にあり、昔から中国の子どもたちは叩かれて教えられてきたのである。<sup>37</sup>

以上から、森が経験した諸外国において、体罰が肯定されていたことは十分に示すことができたのではないだろうか。

<sup>22</sup> 木村匡『森先生伝 全』（金港堂, 1899）, p.2.

<sup>23</sup> 同上, p.3

- 
- <sup>24</sup> 海門山人『森有禮』(民友社, 1897) , p.4.
- <sup>25</sup> 菊池美智子「教育史における森有礼の評価」(『教育學雑誌』15, 1981) , p.51.
- <sup>26</sup> 松本彦三郎『郷中教育の研究』(第一書房, 1943) , p.285.
- <sup>27</sup> 同上, p.307.
- <sup>28</sup> 神田嘉延「薩摩の郷中教育研究の基本視点」(『鹿児島大学稻森アカデミー研究紀要』1, 2009) , p.126.
- <sup>29</sup> 注26に前掲, pp.277-283.
- <sup>30</sup> G. R. Barrell 『Teachers and the Law』 Fifth Edition (Methuen, 1978) , p.325.
- <sup>31</sup> 浦野東洋一「体罰問題とイギリス教育法制」(『東京大学教育学部紀要』24, 1985) , pp.92-99.
- <sup>32</sup> 井上勝也『国家と教育—森有礼と新島襄の比較研究—』(晃洋書房, 2000) , p.41.  
なお括弧内は Brian Simon 『Education & the Labour Movement 1870-1920』(Lawrence & Wishart, 1965) , p.119.より引用
- <sup>33</sup> 片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究：懲戒制度と規律に関する歴史的・実証的検証』(風間書房, 2008) , p.118.
- <sup>34</sup> 注20に前掲, p.9.
- <sup>35</sup> 南元子『欧米と日本の絵本に見られる子ども観の違い』(『愛知教育大学幼児教育研究』(15), 2010) , pp.77.
- <sup>36</sup> 増田史郎亮「中国に於ける体罰の史的考察」(『教育科学研究報告』9, 1961) , pp.1-9.
- <sup>37</sup> 荘巖舜哉「日本人は子どもをどのように教育してきたか：日中比較から文化の意識構造を探る」(『京都光華女子大学研究紀要』46, 2008) , p.151.

#### 4. 森の教育施策における体罰観

本章では、文部大臣としての森有礼が行った教育政策において、どのような体罰観が表っていたのかを検討する。大まかには、間接的に体罰の温床となっていましたことは否定できないが、政策そのものが体罰を肯定するものではなかったと評価した。

##### 4-1. 小学校令

法制上における体罰認識の転換点として、第三次小学校令の第47条「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」という条文があるのは先述した通りだ。森はその原型となった小学校令を制定したが、その中には体罰禁止規定が含まれていなかった。

このことが体罰を肯定していたのか、前後の教育法と合わせて検討する。具体的には、第三次教育令（再改正教育令）と第二次小学校令である。特に、第二次小学校令は森が横死した翌年に公布されたこともあり、少なからず森が関わっていると考えができる。

###### 4-1-1. 第三次教育令

明治十八年（1885）に公布された第三次教育令は、第一次教育令に定められた体罰禁止規定を削除した改正である。これは森が文部省に入って三ヶ月ほど後のことと、結果としてこの改正は実行される間もなく廃止となる。そのため、この改正にどれほど森が関わっていたか、またこの改正がどのような影響を及ぼしたかについては定かではない。ただ、五年間という短期間とはいえ、教育法から体罰禁止規定が削除される事態があったことは、注目に値するのではないか。

この削除に関して沖原<sup>38</sup>は、明治十八年（1885）の大村長衛『改正教育令解釈（完）』において「各学校等ノ規則中ニ掲クルヲ穩當ナリ」とされていることから、体罰等の規定は、中央政府ではなく各学校における規則に組み込まれるべきだと考えられていたためだとしている。ここから当該改正における削除について、石井・岡本の「ただしこのことは国が必ずしも体罰を認めていいるのではない。<sup>39</sup>」という指摘が妥当であろう。ただ、田中不二麿らが全国的な体罰禁止を規定したことと比較すると、一部の教育現場においては体罰もやむなしとする改正とも捉えうる。

森はこの改正に対して、「教育令に付意見」という題の意見書を提出している。その基本姿勢は大久保が述べたように「この『教育令』改正を白眼視するが如き態度<sup>40</sup>」である。

この中で森が教育令につき、条文の中に「無効ニ属シタル」もの、「一タビ効アリタルモ、今既ニ否ラズシテ、存廢共ニ障ハラザル」もの、「須ク存スペキガ如キモ、文意確ナラザルヨリ、人ヲシテ之ヲ誤解セシムルノ恐アル」もの、そして「文法ノ正ヲ得ザル」ものがあると捉えていることから、教育令の体罰禁止規定に対する森の考えを垣間見ることができる。すなわち、体罰禁止規定はその適用範囲が曖昧であるということではないだろうか。体罰禁止規定の運用につき、石井・岡本は『文部省日誌』の調査を通して、「国の体罰の規定を受けて各県のレベルではそれぞれ独自の懲戒規定等を作成している。体罰をはっきり否定し……こうした諸学校規則等はその後、長期間にわたってそれぞれの県において、懲戒規則などの原型となっていくのであった。<sup>41</sup>」と結論付けている。その点で体罰禁止規定が十分に効力を発揮していたと捉えることができる。また、教育令における体罰禁止規定は「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰<sup>段チ或ハ拂スルノ類</sup>ヲ加フヘカラス」とシンプルなものであったため、「文法ノ正ヲ得ザル」ものであったというわけではない。ただ、元来単に例示として挿入したに過ぎない割注の部分が、体罰の範囲を限定的

に捉えているという意見があり、森のいう「須ク存スペキガ如キモ、文意確ナラザルヨリ、人ヲシテ之ヲ誤解セシムルノ恐アル」条文に当ったのであろう。実際、森の横死の翌年に改正された小学校令で、割注の部分が削除されていることからも明らかである。

#### 4-1-2. 第一次小学校令

森の諸学校令構想自体はすでに、先述した「教育令に付意見」の「今其大略ヲ言ヘバ、先ジ大学中学小学其他各種学校等ノ為メニ、各別ノ条例ヲ定ムルニ在リ」という部分に現れている。その一環として制定された第一次小学校令は、体罰禁止規定が存在せず、その点では一見体罰を否定していなかったように見えるが、それは早計である。第一次小学校令は全 16 条と最低限の規定にのみ徹していたことは、全 96 条に及び、さらに多くの細則・関連法規を要した第二次小学校令との比較で明らかである。

実際に森は、その在任中から諸学校令の改正について以下のように明言している。

憲法ヲ發布セラレ次デ国会ノ開設又ハ地方制度ノ改正等ニ連帶シ、諸学校令ノ改正ヲ要スルモノアリ。此機會ニ於テ完全ナル改正ヲ期スルガ故ニ、諸君ハ當該学校ニ關スル意見ハ勿論、学政上全体ニ就テモ意見アレバ之ヲ申出アリタシ<sup>42</sup>

また倉澤は、第一次小学校令における条文の分類に触れ、以下のように述べる。

いま小学校令の全体構成を見ると、学校経済の組織改正をめざしたもののが、全十六ヶ条のうち七ヶ条ないし九ヶ条に上っている。して見ると、小学校令は要するに、区町村費の土地割制限への応急対策だったと見て大過ないだろう。これを以て、日本の小学校体制を確立したと見るのは早計で、それはなお過渡的性格のものに止まる。日本の小学校体制の確立は、二十三年十月の新案小学校令の公布実施をまたねばならなかつた。<sup>43</sup>

ここからも、第一次小学校令に体罰禁止規定が存在しないことをもって、森文政が体罰を肯定していたとは言い難いであろう。

#### 4-1-3. 第二次小学校令

小学校令の改正は、以上の経緯から、森が先頭に立って着手したものであろう。その途中、森は暗殺という思ひぬ形で文政の表舞台から姿を消すが、佐藤によれば、その改正作業は後任の「榎本文相期にそのまゝ継承進行され、その在任末期 23 年 3 月以降、一定の成案を得るに至った。<sup>44</sup>」ことになる。寺崎・金次は、森の事業を引き継いだこの成案の中で、すでに体罰禁止規定が復活していることを指摘し、「一八八六年小学校令で体罰法禁条項はたしかに森によって省略されていたのだが、しかしそれは森の思想的文脈の中で生じたこととは言え<sup>45</sup>」ないと結論付けている。そして、この第二次小学校令において体罰禁止規定は復活し、体罰が明確に否定されることとなる。

#### 4-2. 演説——親代わり論との関連

森の行った演説について、大久保は「森は又地方学事の実際を視察監督するの必要を認め、文部省の視察制度を大々的に拡張したのみならず、又自ら暇あれば各地を巡回した。<sup>46</sup>」と述べている。

明治十九年（1886）7月の山梨県年報「管内学事ノ状況」では、以下のように、「朝令暮改」と教育法改正の連続に対してはっきりとした辛辣な意見が述べられている。

其レ改正ノ頻繁ニシテ寛厳ノ屢相異ナルヤ政府仮令其煩ヲ厭ハサルモ豈ニ人民ノ之ニ苦ムヲ慮ル所ナキ乎抑亦時勢ノ変遷実ニ己ヲ得サルモノアルニ因ル乎然レトモ之カ為メ其時々府県都区町村ヨリ人民各自ニ至ルマテ多少ノ労費ヲ要シ独リ経済上ノ不利ノミナラス屢人心ヲ動搖疑惑セシメ其教育上ノ進歩ヲ妨クルコト亦少シトセス遂ニ無知ノ人民ヲシテ我政府ハ教育上一定ノ主義ナキ我政府ノ法令ハ朝令暮改殆ント信ヲ措クニ足スト云フニ至ラシム<sup>47</sup>

このように法文が未発達な時代だけに、演説も森の教育政策に含めて検討すべきであろう。

体罰を肯定する言説のうちに、「親代わり」論というものがある。先ほど検討したイギリスの体罰において浦野が紹介した中でも、1860年の判例で教師が親の代理者であり、1976年発行の学校理事への手引書でも教師が extra parents to children とみなされていることが分かる。渡部も教員のアンケートを元に「学校教育において『親代わり』としてのしつけをおこなう際、『教育的効果』の観点から体罰は有効であるという認識が、学校教育の一端にあることがわかる。<sup>48</sup>」と述べている。さらに昭和五年

（1930）の福岡地裁久留米支部において、体罰認定につき「身体ニ傷害ヲ來ササル程度ニ輕ク叩ク力如キハ夫ノ父兄力其保護ノ下ニアル子弟ニ對シ懲戒ノ方法トシテ縷々施用シ居レル事例ニシテ此ノ事例ニ照セハ児童ノ保護訓育ニ任スル小学校教員カ児童ニ對シ懲戒ノ手段トシテ斯ル程度ノ力ヲ加フルコトヲ為スハ社会通念上妥当ナル見解ト謂フヲ得サレハナリ」と、民法における親の子に対する懲戒権を援用していることからも、「親代わり」論が体罰肯定と密接につながっているといえる。

以上から、森の演説において「親代わり」論が表れていれば、体罰に対して肯定的であるとみなすべきだろう。

森の演説のうち、「親代わり」論について触れられた例を見ると、明治二十年（1887）に鹿児島で行われた演説のうちにある「児童の母なり父なり又たは後見人などに代りて校長教員は之れに完全の教育を与へて彼らをして安心せしむべきの義務あり<sup>49</sup>」、同年九州で行われた演説にある「教員タル者ハ父兄ニ代リテ子弟ヲ薰陶シ十分ノ教育ヲ施シ善良ノ人ヲ養成スルノ重任ニ當タラサルベカラス<sup>50</sup>」というものがある。これらを見る限りでは、はっきりと教師が親に代わって教育する旨が示されているように見える。

それでは、これらに現れた「親代わり」論はどのような内容であったのか。吉田は明治初期における公教育と家庭教育の差に着目し、以下のように評価している。

学校で児童が得る新知識と、父母の知識に差が生じている事態こそ、「家庭ノ教育」が困難な事情として森文相が念頭に置いていることであろう。同時にこのような新旧のずれこそが、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が負担しなければならない理

由でもある。森文相は、そのような新旧のずれという事態を……変動期であることによって生じたものと理解している。すなわち、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が行うことは決して本質的なことではなく、過渡的なものであった。<sup>51</sup>

以上から、森の演説のうちに「親代わり」論が表れていることが確かだが、それは公教育が全世代的に普及するまでの期間に制限されたものだった。この限りでは、演説の中で体罰に肯定的な意見を表明しているとはいえない。

#### 4-3. 兵式体操と師範学校——「軍隊起源説」との関連

森有礼が行った教育政策のうち、特徴的なものとして兵式体操の導入がある。水原らが「森文相の思想は天皇制に対しては曖昧でしたが、伊藤博文体制の中では、その一翼を担うべく、儒教主義よりも近代的な国民形成が急務であるという考え方で、兵式体操を重要な教育手段として採用しました。その授業時数は、毎週 5~6 時間で、修身の一時間半、算術の 6 時間に比し、いかに重視していたかを知ることができます。<sup>52</sup>」と紹介していることからも、特徴的な政策とみることができる。

そこで本項では、森の導入した兵式体操が教育の軍隊化を志向したものだったのか、そして体罰は軍隊起源のものなのか、という二点について検討する。

##### 4-3-1. 森の体育論

森の兵式体操論を検討するにあたって、「教育論——身体の能力」「学政片言」「徵兵令改正ヲ請フノ議」についても触れなければならない。いずれも文部大臣に就任する前のものであるが、森の教育思想をよく示しているからだ。

「教育論——身体の能力」は明治十二年（1879）に東京学士会館で論じられたもので、森は、智識・徳義・身体の中で日本人に最も欠けているものが身体的能力であると論じている。この点は明治十五年（1882）の「学制片言」における「人ニ智能、徳能、体能アリ。薰陶涵養此三能ヲシテ均シク上達ヲ得セシム、是ヲ教育ノ本旨トス……眼前ノ欠典……其最モ急要ナル者ハ鍛錬法ナリ。是人民ノ氣質体躯ヲ鍛錬スルヲ指スナリ。」という主張においても一貫している。

兵式体操については、あくまで身体の能力を育成する教育手段として、「主眼ハ専ラ其教育……決シテ軍務ノ為ニ設ケ、意想ヲ其間ニ寓セシ者ニ非サルコトヲ明ラム可シ」と軍事目的であることは明確に否定している。「徵兵令改正ヲ請フノ議」においても、木下は兵式体操が軍事目的を否定している時期だと評している<sup>53</sup>。ただ、論者によりその時期は異なるものの、森にとって兵式体操の目的は、単なる身体能力の育成から秩序や規律を重んじるようになっていく。

#### 4-3-2. 師範学校における兵式体操と体罰

文部大臣として、森の兵式体操論において重大な変化が認められるのは「埼玉県尋常師範学校に於ける演説」において分かる。この演説において、教師の資格について三ヶ条が挙げられる。すなわち、従順・友情・威儀である。同じ演説内で、従順であることが無批判であることとは違うことが明言され、あくまで管理上のものであると強調されているものの、奥野は以下のように評している。

森には、学校と軍隊が異なる原理で動いているという認識が欠けており、軍隊の規律と秩序を学校組織にも適用して師範学校を徹底して「兵営化」してしまった。… …その徹底した「軍律軍制」の徹底は、学校組織の「自治自由」の原理と両立するものではなかった。「自治自由」が結果的に否定された結果、自己規律的な主体を生み出そうとした森の意図に反して、師範学校は「卑屈」で活気に乏しく融通のきかない「師範タイプ」の教員を生み出すことになってしまったのである。<sup>54</sup>

兵式体操は後に退役軍人を教師として迎え、「兵営化」した師範学校と合わせて、教育が軍事的な要素を帯びていくことになっていく。

#### 4-3-3. 「軍隊起源説」の検討

兵式体操と体罰の関係において、検討しなければならないのはいわゆる「軍隊起源説」というものだ。大まかには戦前に由来する言説と戦後に由来するものがあり、いずれにしても教育現場における体罰は旧日本軍に由来するものであるとの主張である。

例えば城丸の「下級生が上級生に奴隸のように仕えて身の回りの世話までし、上級生がしごきと称する体罰を加え、敬礼を強要し、上級生が下級生の行動の細部にわたってまで監視するようになったのは、1930年代後半からである。そして、これはあきらかに旧軍隊の内務班（兵営内の生活班）のやり方と人間関係の模倣であり、下士官・上等兵が新兵いじめをするあのやり方の細部までの模倣である<sup>55</sup>。」というような見解は戦前起源の説である。渡辺が「ある人の説」として紹介した「軍隊の私刑は、単に苦痛を与えるというだけでなく、人格的に辱しめるでしょう……ああいう肉体的苦痛を与えると同時に辱しめる形のものは、むしろ武士的なものがなくなつてから軍隊ではじまつたんだという説があるのです。それが一九三〇年代になつたら学校教育へ還流してきたと言えるのかもしれません。<sup>56</sup>」という論も同質のものといえる。

また川本の「戦後、大学のスポーツが復興するとともに、指導にあたった先輩が、母校を早く強くしたいというあせりから、自分たちが軍隊生活で経験したしごきを、そのまま応用したからにちがいない……しごきといっしょに、軍隊と同じような秩序が、学校の運動部に持ちこまれ、先輩、後輩、上級生、下級生の序列を中心とする運動部の特

異なる体質ができあがった。<sup>57</sup>」というのは戦後に起源を求めるものである。

本論では、これら「軍隊起源説」を否定する。師範学校や退役軍人など、軍事的な影響が教育現場へ及ぶ以前から、体罰の事例や体罰禁止に対する反対意見は多く存在しているからだ。

例えば、明治十四年（1881）に発行された海外教育動向を紹介する『教育雑誌』140号では、フランス人のエル・マリオチーが「小学教教育術講義鈔、修身教育」の中で「古昔は学校に於て幼稚の生徒を鞭撻し、或は之に忍ぶべからざる体罰を加えしこと有り。而して此弊習は後世に伝わりて、わが行政官に於て古昔の学校罰則を以って生徒を管理する所の教員に退職を命ぜしことの如きも、また實に輓近の事なりき。誰か是の如き教師の管理さる学校にて其法規整頓して校中常に混乱の事なかりしと思う者あんらんや。<sup>58</sup>」と、教育令の体罰禁止規定への疑問を呈している。滝内も「当時（1891年——筆者註）の教育界をリードした雑誌『教育時論』に掲載された『小学校令第六十三条ノ削除ヲ望ム』という意見は、一般社会が犯罪者に処罰を加えて将来を懲戒しているのに、なぜ小社会である小学校においては秩序維持のために体罰を加えてはいけないのか、と論じている。<sup>59</sup>」と小学校令における体罰禁止規定への反対意見を紹介した。

また日向野は江戸時代の私塾経営者に注目し「現に、私塾の師匠であった時は、その教授時間中なまけて日なたぼっこしながら弁当を食べてしまつてもかまわなかつたほど自由放任だった浪人あがりの教師が、学制頒布により小学校の教師に任用されると、早速きびしい先生に早がわり、躰と称してやたらに体罰を加え村人から排斥されてしまった例すらある。<sup>60</sup>」と紹介している。いずれも師範学校における兵式体操、また退役軍人の教員採用等の影響を受ける前の事例で、軍隊によって体罰が生まれたという主張には説得力がないと解するのが妥当である。なお、滝内の紹介した「小学校令第六十三条ノ削除ヲ望ム」は、「将来を懲戒する」ために犯罪者の処罰が行われているとしながら、小学校において許されるべき体罰は「秩序維持」のためと目的をすり替えている点で、当時の教育者の心情が垣間見え興味深い。

体罰が軍隊より生まれたという主張が俗説に過ぎない以上、師範学校を兵営化した森の兵式体操論と体罰は、直接に関係しているとは言い難い。

傍論ながら、筆者は教育現場における体罰の要因は、近代公教育のシステムそのものに内在していると考えている。教育現場で軍隊と同じように体罰が振るわれていた理由は、軍隊が教育へ接近したからではなく、教育が軍隊と類似するような仕組みであった、ということである。浜田は教育の閉鎖性と一方的な支配・服従関係に着目し、以下のように述べる。

おとなと子ども、指導する者と指導される者という関係が、非対等な一方的関係として固定しているとき、教員の側の暴力に対して生徒は逆らえない。逆に生徒が逆らって教員の暴力に対抗し、自らも暴力をふるうことになれば、もはや体罰は成り

立たず、そこには校内暴力とか学級崩壊とよばれる状況があらたに現出することになる。<sup>61</sup>

近年明るみに出ることが増えた部活動における体罰は、閉鎖性と一方的な支配・服従関係の最たる例であろう。教育現場における体罰は、結局、教育現場そのものに内在する問題でしかないのではないだろうか。

<sup>38</sup> 沖原豊『体罰』(第一法規, 1980) , p.203.

<sup>39</sup> 石井均・岡本和子「子どもの人権に関する基礎的研究(その1)－体罰－」(『岡山県立大学短期大学部研究紀要』5, 1998) , p.46.

<sup>40</sup> 大久保利謙『森有禮』(文教書院, 1944) , p.100.

<sup>41</sup> 注39に前掲, p.48.

<sup>42</sup> 日本近代教育史料研究会『日本近代教育史料大系 第23巻』(龍溪書舎, 2014) , p.222.

<sup>43</sup> 倉澤剛『學校令の研究』(講談社, 1978) , p.180.

<sup>44</sup> 佐藤秀夫「明治23年の諸学校制度改革案に関する考察」(『日本の教育史学』14, 1971) , p.8.

<sup>45</sup> 寺崎弘昭・金次淑子「日本における学校体罰禁止法制の歴史」, 牧柾名・今橋盛勝・林量倣・寺崎弘昭編著『懲戒・体罰の法制と実際』(学陽書房, 1992) , p.33.

<sup>46</sup> 注40に前掲, p.137.

<sup>47</sup> 『日本帝国文部省年報. 第13』(文部省, 1875-1914) , p.229.

<sup>48</sup> 渡部芳樹「学校教育における体罰の思想：体罰をめぐる観点の分析を通じて」(『流通経済大學論集』48(4), 2014) , p.56.

<sup>49</sup> 上沼八郎・犬塚孝明編『新修森有礼全集 第2巻』大久保利謙監修(文泉堂書店, 1998) , pp.356-359.

<sup>50</sup> 同上, pp.365-366.

<sup>51</sup> 吉田昌弘「森有礼文相における「学制」・「教育」と教師・家庭」(『富山国際大学子ども育成学部紀要』9 (1) , 2017) , p.54.

<sup>52</sup> 水原克敏・高田文子・遠藤宏美・八木美保子『新訂 学習指導要領は国民形成の設計書 その能力観と人間観の歴史的変遷』(東北大学出版会, 2018) , p.44.

<sup>53</sup> 木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』(杏林書院, 1982) , pp.51-58.

<sup>54</sup> 奥野武志『兵式体操成立史の研究』(早稲田大学出版部, 2013) , pp.316-317.

<sup>55</sup> 城丸章夫『体育と人格形成』(青木書店, 1980) , pp.125-126.

<sup>56</sup> 梅棹忠夫・栗田靖之編『知と教養の文明学』(中央公論社, 1991) , p.251.

<sup>57</sup> 川本信正『スポーツ賛歌』(岩波書店, 1981) , pp.170-171.

<sup>58</sup> 佐藤秀夫『明治前期文部省刊行誌集成』第九巻(歴史文献, 1981) , pp.308-309.

<sup>59</sup> 滝内大三「自伝に見る体罰と懲戒」(『大阪経大論集』57(6), 2014) , p.37.

<sup>60</sup> 日向野徳久「江戸時代における下野国の教育：私塾を中心としての考察」(『白鷗女子短大論集』5(2), 1980) , p.86.

<sup>61</sup> 浜田寿美男「体罰が起こる心理・構造的なメカニズム」(『教育と文化：季刊フォーラム』(74), 2014) , p.59.

## 5. 森文政における体罰観の検討

### 5-1. 施策への評価

以上、森有礼の教育政策にどのような体罰観が表れていたかを検討してきた。

森が影響を受けた薩摩・イギリス・アメリカおよび清では、いずれも体罰に対して肯定的な風土を持っていたことが分かった。

この影響を考慮すれば、文部大臣としての森の政策は、一見、体罰を助長しかねないように評価できる。しかし、小学校令・演説・兵式体操等の教育政策からは、体罰に肯定的な意図は特段認められなかつた。

また、同時代の文献を調査する中で、体罰は森文政や明治政府の体質より、近代公教育における教育現場こそが始点といえることが分かった。

### 5-2. 今後の課題

本論では、体罰は森有礼の教育政策というよりはむしろ、近代公教育のシステムそのものに内在する問題であると結論付けた。

さらに検討すべき課題としては①森の体罰観と施策の関連②近代公教育による弊害の二点がある。

①に関して本論では、森が影響を受けた基盤における体罰観と森自身の体罰観には大きな隔たりがあることが判明した。その差異につき、どのような要因があるか・それが生まれたのはいつ頃か、等について論点が残つた。

②については特に筆者が注目しており、部活動を中心に横行している体罰に加え、現代においても理不尽な「ブラック校則」がまかり通っていることなど、なお解決されていない問題点が山積している。坂本はあるべき校則について「学校は生徒の意見も聞き、生徒の意思を校則に反映するような姿勢と体制を整える必要がある。<sup>62</sup>」と述べる。しかし今なお、教師が「教える側」「支配する側」であり、生徒が「教えられる側」「支配される側」である構造は全く変化していない。畢竟、体罰の根本的な誘因はこの構造にこそあると考えるべきであろう。

### 5-3. おわりに

筆者は、体罰は教育現場から根絶されるべきだと考えている。教育に必要ではないだけでなく、あまりに大きなリスクを抱えているからだ。友田は厳格な体罰（頬への平手打ちやベルト、杖などで尻を叩くなどの行為）を長期かつ継続的に受けた者の脳で、前頭前野の一部である右前頭前野内頭部の容積が平均 19.1%小さくなっていたと報告している<sup>63</sup>。この領域は感情や思考をコントロールし、犯罪抑制力にも関わる。さらに集中力・意思決定・共感などに関わる右前頭状回は 16.9%、物事を認知する左前頭前野背

外側部も 14.5% 減少していることが分かっている<sup>64</sup>。「愛の鞭」として肯定されることもある体罰が、かえって子どもに悪影響を及ぼしてしまうのだ。

全く非科学的な理由で体罰を肯定し、それを日本の伝統と言って憚らない者がいる。それは、不法行為の責任を先人たちに押し付ける、甚だ無責任な態度といえよう。

---

<sup>62</sup> 坂本秀夫『体罰の研究』(三一書房, 1995) , p.202.

<sup>63</sup> Tomoda, A., Suzuki, H., Rabi, K., et al. 「Reduced prefrontal cortical gray matter volume in young adults exposed to harsh corporal punishment」(『Neuroimage』 47 Suppl 2, 2009) , T66-71.

<sup>64</sup> 友田明美「体罰や言葉での虐待が脳の発達に与える影響」(『心理学ワールド』(80), 2018) , p.14.